

鹿嶋市高等学校卒業生雇用奨励金のご案内

鹿嶋市では、高等学校卒業生の地元雇用の促進を図るため、高等学校卒業生を中途雇用する中小企業者及び小規模企業者に対して奨励金を支給します。

受給できる要件

○平成27年5月1日から平成28年2月29日の期間に、対象となる(※1)新規高等学校卒業生を、パートタイムを除く常用雇用者として雇用した事業者

(※1) 新規高等学校卒業生とは(本奨励金中の定義)

- ・鹿嶋市内に住所を有し、高等学校を平成26年3月及び平成27年3月に卒業し、事業所等で1年以上勤務した者

○市内に事業所を有する中小企業者及び小規模企業者で雇用保険を適用していること

○市税を完納している事業者

奨励金の額

新規高等学校卒業生 1人あたり 24万円(1事業所あたり3人まで)

申請期間

平成27年5月1日(金)から平成28年3月31日(木)



交付の対象となる期間と受給時期について

交付申請は、上記期間中に行っていただきますが、実際に奨励金の額が確定されるのは、対象となる新規高卒者が1年以上勤務していることが要件となるため、雇用後1年が経過した後になります。

◎要綱及び申請書(様式)については、鹿嶋市役所商工観光課までお問合せください。また、市役所ホームページからもご覧になれます。

<問合せ及び窓口>

鹿嶋市経済振興部商工観光課 TEL:0299-82-2911(内線391)

市役所ホームページ : <http://city.kashima.ibaraki.jp/>